

## 介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03(5694)0101

担当 生活相談員

ご不明な点は、お気軽におたずねください。

## 2. 特別養護老人ホーム 小岩ホームの概要

## (1) 提供できるサービスの種類

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 施設名称     | 小岩ホーム                    |
| 所在地      | 江戸川区南小岩5-11-10           |
| 介護保険指定番号 | 介護老人福祉施設(東京都1372300382号) |

## (2) 職員体制

|             | 資格        | 常勤    | 非常勤 | 計     |
|-------------|-----------|-------|-----|-------|
| 管理者         |           | 1名    |     | 1名    |
| 医師          |           |       | 3名  | 3名    |
| 生活相談員       | 介護福祉士     | 1名    |     | 1名    |
| 栄養士         | 管理栄養士     | 1名    |     | 1名    |
| 機能訓練指導員     | マッサージ師    | 1名    |     | 1名    |
| 介護支援専門員     | ケアマネジャー   | 1名    |     | 1名    |
| 事務職員        |           | 1名以上  |     | 1名以上  |
| 介護・看護<br>職員 | 看護師及び准看護師 | 3名    |     | 3名    |
|             | 介護職員      | 15名以上 |     | 15名以上 |

## (3) 施設の設備概要

|    |                          |                                  |       |    |
|----|--------------------------|----------------------------------|-------|----|
| 定員 | 50名                      | 短期入所                             | 4名    |    |
|    |                          | 短期空床利用                           | 4名    |    |
| 居室 | 4人部屋                     | 10室<br>(1室 33.4 m <sup>2</sup> ) | 静養室   | 1室 |
|    |                          |                                  | 医務室   | 1室 |
|    | 2人部屋                     | 5室<br>(1室 20.16 m <sup>2</sup> ) | 食堂    | 2室 |
|    |                          |                                  | 機能訓練室 | 1室 |
| 浴室 | 一般浴槽(リフトつき)と特殊浴槽が2台あります。 |                                  |       |    |

## 3. サービス内容

施設サービス計画の立案

## ① 居室

基本的には定員4名の居室となります。

## ② 食事

朝食 7:30～8:30

昼食 12:30～13:30

夕食 18:00～19:00

② 入浴

週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ清拭となる場合があります。

③ 介護

施設サービス計画に沿って以下の介護をおこないます。

・着替え介助、排泄介助、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内移動の付き添い等。

④ 機能訓練

1階の訓練室にて入居者の状況に応じて機能訓練をおこないます。

⑥ 生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑤ 健康管理

医師の診察及び健康相談は以下の通りとなっております。

・内科等 毎週 火曜日 10:30～12:00

・精神科 毎月第1・3月曜日 13:00～15:00

・歯科 毎週 火曜日 10:00～12:00

ただし、急患等の発生により日程が変更となる場合がございます。

また、年1回健康診断を行います。

⑧ 特別食の提供

当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意しております。

メニューは毎月変わりますので、詳しくは職員にお尋ねください。

ご利用の際は、前日までにお申し出ください。料金は別途かかります。

⑧ 理美容サービス

当施設では、毎月理容・美容サービスを実施しております。

料金は、別途かかります。

⑨ 日常費用支払い代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払い代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しては別途支払依頼書をご提出ください。

⑩ レクリエーション

当施設では、入居者交流会等の行事をおこないます。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

詳しくは職員にお尋ねください。

#### 4. 利用料金

① 施設利用料（介護保険給付）

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 1ヶ月あたりの自己負担分（30日） |          |
| 介護保険給付（1割負担の場合）   |          |
| 要介護3              | ¥30,705  |
| 要介護4              | ¥33,314  |
| 要介護5              | ¥35,887  |
| 1ヶ月あたりの自己負担分（30日） |          |
| 介護保険給付（2割負担の場合）   |          |
| 要介護3              | ¥61,409  |
| 要介護4              | ¥66,628  |
| 要介護5              | ¥71,773  |
| 1ヶ月あたりの自己負担分（30日） |          |
| 介護保険給付（3割負担の場合）   |          |
| 要介護3              | ¥92,113  |
| 要介護4              | ¥99,942  |
| 要介護5              | ¥107,659 |

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ、日常生活継続支援加算Ⅰ、看護体制加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅰ、精神科医療養指導加算、栄養マネジメント強化加算、口腔衛生管理加算Ⅱ、科学的介護推進体制加算Ⅰ、を含む

② 居住費・食費（介護保険給付対象外）

| 段階区分  |        | 取得区分                           | 利用料負担段階 | 居住費<br>(日額) | 食費<br>(日額) |
|-------|--------|--------------------------------|---------|-------------|------------|
| 市町村民税 | 世帯課税者  |                                |         |             |            |
|       | 世帯非課税者 | 合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超       | 第3段階②   | 430         | 1,360      |
|       |        | 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下 | 第3段階①   | 430         | 650        |
|       |        | 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下       | 第2段階    | 430         | 390        |
|       |        | 高齢福祉年金受給者                      | 第1段階    | 0           | 300        |
|       |        | 生活保護受給者等                       |         |             |            |

③ 日常生活費（介護保険給付対象外）

日常生活費は、下記A～Bよりお選び下さい。また、必要品をご自分で支度頂くことも可能です。ただし、一度に保管できる量には限りがありますのでご相談下さい。

Aパック（利用品目ごとのお支払いをご希望の方）

| 内容  | 費用               |
|---|------------------|
| ①必需的な日用品（ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、入歯用歯ブラシ、歯磨き粉、入歯用洗剤、入歯固定剤、ベビーオイル、パウダー、タオルセット、綿棒等の日用品小物等） | 実 費              |
| ②地域散策・外食会参加費  | 1回ごと500円         |
| ③レクリエーション諸経費（クラブ活動材料費）  | 実 費              |
| ④買い物代行費（施設近隣地区のみ）   | 1時間あたり<br>1,000円 |
| ⑤救急対応時交通費（職員が当施設へ帰る際の交通費）   | 実 費              |

Bパック

| 内容   | 1日あたりの費用   |
|--|------------|
| ①必需的な日用品（ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、入れ歯用歯ブラシ、歯磨き粉、入歯用洗剤、入歯固定剤、ベビーオイル、パウダー、タオルセット、綿棒等の日用品小物等、ただし個人的属性に係わる用品は除く） | 250円<br>注1 |
| ②地域散策・外食会参加費   |            |
| ③レクリエーション諸経費（クラブ活動材料費）   |            |
| ④買い物代行費（施設近隣地区のみ）  |            |
| ⑤救急対応時交通費（職員が当施設へ帰る際の交通費）  |            |
| ⑥おやつ等間食費   |            |

※Bパックの日用品は個人で必要な量をお使い頂けます。ただし、施設内での利用に限ります。

※Bパックをご利用の方で病院等へ入院した場合は入退院日等を除き、日常生活費は頂きません。

ただし、その期間も引続き預かり金の管理及び出納を施設が行う場合は、預かり金管理料として1日50円を頂きます。なお、日常生活費を頂かない期間のパック内容については、自己負担となりますのでご了承下さい。注1. 収入状況による1日あたりの費用

| 収入状況                                   | 1日あたりの費用 |
|--|----------|
| 前年の収入から租税、社会保険料、医療費等を差し引いた金額<br>48万円以下 | 100円     |
| 同 上<br>48万円超から68万円以下                   | 200円     |
| 同 上<br>68万円超                           | 250円     |

※ 生活保護受給者は250円とする。

- ④ 預り金の出納・管理 1日 ¥50  
利用者が日常必要とする小口の生活費をお預かりします。

⑤ 介護保険給付費加算内容

\* 精神科医療養指導加算

- ・ 当施設では、精神科医師による療養指導を月2回実施しておりますので割増となります。

\* 栄養マネジメント強化加算

- ・ 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているため割増しとなります。

\* 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- ・ 科学的介護情報システムへのデータ提出及びフィードバックの活用により、ケアの質の向上を図っているため割増しとなります。

\* 日常生活継続支援加算

- ・ 入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上で、かつ介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置しておりますので割増となります。

\* 看護体制加算（Ⅰ）

- ・ 常勤の看護師を1名以上配置しておりますので、割増となります。

\* 夜勤職員配置加算（Ⅰ）

- ・ 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っているため割増となります。

\* 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

- ・ 介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づき適切な措置を行っているため割増となります。

\* 口腔衛生管理加算

- ・ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行っているため割増しとなります。

\* 生活機能向上連携加算

- ・ 医療機関の理学療法士等が、機能訓練指導員等と共同して、利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っているため割増しとなります。

⑥ その他、状況に応じて以下の加算があります。

\* 福祉施設初期加算

\* 安全対策体制加算

\* 外泊時費用

- ・ 月6日を限度とし、入院又は居宅への外泊時に割増となります。

- \* 療養食加算
  - ・ 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合。
- \* 経口移行加算
  - ・ 経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。
- \* 看取り介護加算（I）
  - ・ 主治医が、終末期であると判断し、本人又はご家族の同意を得ながら、施設又は居宅で見取り介護を行った場合。（死亡以前45日を限度）
- \* 自立支援促進加算
  - ・ 自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うこと等。
- \* 褥瘡マネジメント加算
  - ・ 褥瘡の発生予防や状態改善について評価を行う等。
- \* 排せつ支援加算
  - ・ 排せつに介護を要する要因を分析し、それに基づいた支援計画を作成する等。

⑦ その他

特別食、行事参加費、理美容費等は、別途料金がかかります。

⑧ 支払方法

毎月、10日までに前月分を請求いたしますので、月末までにお支払いください。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

(ア) お客様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の1ヶ月前までにお申し出下さい。入所契約の終了、契約の解除、入居者の退去時の義務などは、契約書第16条、第17条、第18条、第19条に記載がありますので、よくお読みください。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、緊急連絡先へ速やかに連絡いたします。

《緊急連絡先》

|        |   |        |  |
|--------|---|--------|--|
| 氏 名    |   | 続 柄    |  |
| 住 所    | 〒 |        |  |
| 自宅 TEL |   | 携帯 TEL |  |

7 事故発生時の対応

ご利用者に事故が発生した場合には、ご家族、区市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画を策定し、小岩消防署と連携を密にし、南小岩西南町会とも応援協定を締結し、入居者の安全確保に努めております。
- ・防災設備 ①消火器具 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備  
④防火設備 ⑤非常警報器具及び設備 ⑥避難器具設備  
⑦誘導灯及び誘導標識 ⑧排煙設備 ⑨非常通報装置  
⑩非常電源設備
- ・防災訓練 毎月1回実施しております。
- ・防火責任者 防火管理者 今山 徹

9. 守秘義務に関する対策

・施設及び従事者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. サービス内容に関する相談・要望・苦情

- ・当施設のご入居者相談担当

ご入居者相談担当 事務長 今山 徹

電話番号 03 (5694) 0101

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

・公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

①江戸川区役所介護保険課事業者調整係

江戸川区中央1-4-1

電話 (5662) 0032 FAX (5663) 5172

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

②東京都国民健康保険団体連合会

介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当 (10階)

電話 (6238) 0177

開設時間 月～金曜日 9:00～17:00

③第三者委員 地域の4名の方に委員を委嘱しております。詳細は入居者相談担当へご相談下さい

### 13. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・江戸川病院

・東京都江戸川区東小岩2-24-18

### 14. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入居者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入居者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入居者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

### 15. サービスの第三者評価の実施状況について

当施設で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 実施の有無          | 有                     |
| 実施した直近の年月日     | 令和3年3月31日             |
| 福祉サービス第三者評価機関名 | 特定非営利活動法人日本ライフサポーター協会 |

### 16. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と結果の周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施します。
- (4) 取り組みを適切に実施するための担当者の設置 担当者
- (5) 事業所の職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場



合は。速やかに、これを江戸川区に通報します。

17. 業務継続について

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. その他運営に関する重要事項

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じます。

20. 当社の概要

- ・名称 社会福祉法人 厚生会
- ・代表者役職・氏名 理事長 中山 政昭
- ・本部所在地 江戸川区南小岩5-11-10
- ・電話番号 03(5694)0101
- ・定款に定めた事業 :
  1. 特別養護老人ホーム 小岩ホーム
  2. 老人デイサービスセンター 小岩デイサービスセンター
  3. 老人短期入所事業 小岩ホーム
  4. 地域包括介護支援センター 小岩ホームさわやか相談室
  5. 居宅介護支援事業所 小岩ホームさわやか相談室
  6. 特定相談支援事業 小岩ホームさわやか相談室
  7. 障害児相談支援事業 小岩ホームさわやか相談室

~~~~~契約をする場合は、以下の確認をすること。~~~~~

年 月 日

介護老人福祉施設小岩ホーム入所にあたり、入居者に対して契約書及び本書面に基  
づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 介護老人福祉施設 小岩ホーム (東京都 1372300382 号)

<住 所> 東京都江戸川区南小岩 5-11-10

<管 理 者> 社会福祉法人 厚生会 理 事 長 中山 政昭

<説 明 者> 社会福祉法人 厚生会 小岩ホーム  
生活相談員 大浦 浩文

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設小岩ホームについて  
重要事項の説明を受け同意いたします。

入 居 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(代理人又は立会人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

# 介護老人福祉施設入所契約書

(令和6年8月1日現在)

特別養護老人ホーム入所者（以下「入居者」といいます。）と社会福祉法人厚生会（以下「事業者」といいます。）は、入居者が、事業者の設置経営する指定介護老人福祉施設小岩ホーム（以下「ホーム」といいます。）に入所して、その居室及び共用施設等を利用して生活するとともに、ホームが提供する介護老人福祉施設サービス等を利用することについて、次のとおりの介護老人福祉施設入所契約（以下「この契約」といいます。）を締結します。

## 第1条（契約の目的）

1. 事業者は入居者に対し、介護保険法令及び厚生大臣告示の趣旨に基づいて、この契約に定めるところによる「ホーム」の居室及び共用施設等を利用させ、介護福祉サービス（以下「施設サービス」といいます。なお、この「施設サービス」の具体的な内容は別添の「施設サービス利用書」に定めるところとします。）を提供し、もって入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援します。
2. 入居者は事業者に、前項による「ホーム」の利用及び「施設サービス」の提供に対して、介護保険法令及び厚生大臣告示並びにこの契約に定めるところによる利用料を支払います。
3. この契約は、原則として第16条に定める契約満了の事由が生じるまで継続するものとします。

## 第2条（用語の説明）

この契約書に用いられている用語の説明をします。

- (1) 「事業者」とは社会福祉法人厚生会をいいます。
- (2) 「入居者」とは、特別養護老人ホーム小岩ホームの入所者をいいます。
- (3) 「ホーム」とは、事業者が設置経営する指定介護老人福祉施設小岩ホーム及びその併設事業、短期入所生活介護施設、通所介護施設、居宅介護支援事業所をいいます。その概要は「ホーム」の「重要事項説明書」（別添）のとおりです。
- (4) 「標準サービス」とは、介護保険法令及び厚生大臣告示の給付となる施設サービスをいいます。
- (5) 「特別サービス」とは、介護保険の対象外の施設サービスをいいます。
- (6) 「ホーム」の職員とは、介護保険法令及び厚生大臣告示で定める事業者の従事者であって、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士等）、介護支援専門員等それぞれ専門性を有し、利用者のサービスを担当するものをいいます。

## 第3条 (施設サービス計画の作成)

1. ホームは、介護支援専門員に入居者の「施設サービス計画」(以下「ケアプラン」といいます。)の作成を担当させます。
2. 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、病歴をはじめ解決すべき課題等を把握したうえで、利用者又は家族の希望を考慮して、厚生会の職員と協力して「ケアプラン」の案を策定します。
3. 介護支援専門員は、前項の「ケアプラン」の案を入居者又は家族にその内容及び効果について、他の選択肢を含めて説明し、その同意又は選択をした上で「ケアプラン」を決定します。
4. 「ケアプラン」は入居者又はホームから変更を申し出ることができます。この場合も前2項と同様の方法により変更し決定します。
5. 「ケアプラン」の作成費用は無料です。

## 第4条 (施設サービス利用書の作成)

1. ホームは入居者と話し合いの上、前条のケアプランに基づいて、ホームにおける具体的なサービスの利用及び提供の内容を定め、その利用料の説明をし、同意を得て「施設サービス利用書」を作成します。
2. 前項のサービスは、第5条の「標準サービス」と第6条の「特別サービス」から構成されており、それぞれの利用料金の算出根拠は異なります。

## 第5条 (標準サービス)

事業者は、入居者に対し、介護保険法令及び厚生大臣告示の給付となる施設サービス(以下「標準サービス」といいます。)として、次のサービスを提供します。

- (1) 入居者の自立の支援及び日常生活の充実に役に立つように、心身の状況に応じた、入浴、排泄、食事等の介護サービス
- (2) 相談及びその他の援助サービス
- (3) 社会生活上の便宜供与等のサービス(要介護認定の申請・変更及び更新手続き等の援助をします。)
- (4) 機能訓練サービス
- (5) 健康管理、療養サービス(必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、入居者若しくは家族から聴取したうえで必要なサービスを行います。)
- (6) 事業者の協力医療機関への通院及び入退院時の送迎、及びホームから病院間の付添。

※病院では治療方針など、決めて頂くべき事項や書類手続きがある為、原則としてご家族様での対応をお願いしております。

## 第6条 (特別サービス)

1. 事業者は入居者との合意もしくは入居者又はその家族の申し入れによって、前条のほか、次の介護保険対象外の「特別サービス」のうち、全部又は一部を選ぶことができます。
  - (1) 理容、美容等特別な社会生活上の便宜の供与等

- (2) 特別な共用娯楽設備及びレクリエーション、クラブ活動、季節の行事の提供
- (3) 預かり金等の管理及び軽易な日常物品の購入代行サービス
- (4) 特別な食事の提供
- (5) 事業者の協力機関以外への通院及び入退院時の送迎、及びホームから病院間の付添。

※病院では治療方針など、決めて頂くべき事項や書類手続きがある為、原則ご家族様での対応をお願い致します。

- 2. 事業者は、前項の特別サービスの全部又は一部を「施設サービス計画」として決定する場合においては、事前に入居者もしくはその家族に説明し、その承諾を得ることとします。

#### 第7条 (運営規程の遵守)

- 1. 事業者は、ホームの運営については、関係法令及び厚生大臣告示をはじめ、別に定める運営規程及び「重要事項説明書」の規定の全部を遵守します。
- 2. 事業者は、常に「重要事項説明書」に規定している職員を配置し、入居者の施設サービスに当たさせます。
- 3. ホームは、非常災害に関する具体的計画を立てて、定期的に必要な訓練をいたします。
- 4. ホームは、ホーム及び入居者の衛生管理について配慮し、必要な場合は、適切な措置を講じます。
- 5. ホームは、入居者に疾病、通院又は入院治療の必要が生じた場合は、協力医療機関もしくは、あらかじめ入居者から申し入れがあった医療機関に必要な措置を講じます。ただし、救急等これによりがたい場合は、所要の措置を講じる場合があります。この場合、あらかじめ届出のある入居者の家族に連絡します。
- 6. 事業者は、地震、天災等その他事業者の責めに帰すべからざる事由により、施設サービスの提供ができない場合は、運営規程の履行の責任をまぬがれる場合があります。

#### 第8条 (施設サービスの記録)

- 1. ホームは、施設サービスの実施状況について記録（以下「ケース記録」といいます。）を作成します。
- 2. ホームは、ケース記録をこの契約終了後、2年間保管します。
- 3. 入居者及び入居者の承諾を得た家族は、ホームに対して「ケース記録」の閲覧及びコピー（有償とします。）を請求することができます。

#### 第9条 (個人情報の保護)

- 1. ホーム及びその職員は、「社会福祉法人厚生会個人情報保護規程」に則り、個人情報を適正に取り扱います。
- 2. ホームは、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書による同意を得ることとします。

## 第10条 (利用料)

入居者は事業者に対し、施設サービスの対価として、次の利用料を支払います。

- (1) 第4条の標準サービスに対して、介護保険法令及び厚生大臣の告示によって定められた施設サービス料の金額から、事業者が代理受領する介護保険報酬の額を差し引いた差額金額 (利用者一割負担分)
- (2) 入居者の受けた第6条の特別サービスに対して、事業者が事前に利用者の同意を得て算定して定めた利用料 (重要事項明細書に明記)  
ただし、関係行政機関から助成等がある場合は、その助成額を差し引いた差額金額とします。
- (3) 別紙1に定める居住費、食費。
- (4) 日常生活費に要する費用は、別紙2のうち、Aパック、Bパックのいずれかをお選びください。なお、Aパックの必要品は、ご自分で支度いただくことも可能です。
- (5) 利用料の算定は、日額とします。ただし、入所日、退所日も含みます。

## 第11条 (利用料の支払方法)

1. 事業者は、前2条によって定められた利用料を1か月ごとに計算し、明細書を添付して、翌月の10日までに利用者にご請求します。請求書を受けた利用者は事業者に対して、説明を求めることができます。
2. 入居者は、前項によって示された利用料の請求金額を、請求月の末日までに、事業者の指定する方法で支払うものとします。
3. 事業者は、関係法令及び厚生大臣の告示の改正によって、第10条第1項第1号の標準利用料に変更があった場合、並びに第10条第1項第2号の特別サービス利用料の変更をしようとする場合は、事前に入居者に対して説明します。
4. 入居者は、前項の変更不同意の場合は、文書によってこの契約を解約することができます。

## 第12条 (事業者及びホームのサービス担当職員の義務等)

1. 事業者及びサービス担当職員は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の意思を尊重し、かつ、その心身の状況及び生活の状況に配慮するとともに、入居者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
2. 事業者及びホームのサービス担当職員は、入居者または他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急その他やむをえない場合を除いては、身体的拘束、行動の制限を行わないものとします。また、事業者は入居者に対して、体罰や虐待等の行為はいたしません。

## 第13条 (入居者の協力義務等)

1. 入居者は、ホームの利用に当たっては、他の入居者等の利用にも十分な配慮をして、ホームの本来の用途にしたがって、十分な注意をもって利用することとします。
2. 入居者は、自己責任の立場を尊重し、自分を傷つけ、他人に害を及ぼすような危

険性のある行為は行わないようにします。又、入居者は、自ら健康の維持管理に努め、体調の変化等については自ら進んでホームに申し出ます。

3. 入居者は、事業者又はホームの職員等が施設サービス、又は安全、衛生等の管理上の必要から、居室内に立ち入り、必要な措置を行うことを認めます。
4. 入居者は、事業者又はホームの職員が、施設サービスの必要上入居者の心身の状態及び生活の状況、病歴等についての調査や質問を行うことに対して、協力するものとし、また、不実の告知を行わないこととします。
5. 入居者及び入居者の家族は、入居者のライフスタイル等で施設サービス上必要があると思われる事項、又は、参考になる情報について、事業者又はホームの職員に対してあらかじめ申し出る等、情報を提供することに協力します。
6. 入居者は、事業者及びホームの運営管理の必要上から居室等の移動を求められた場合は、これに協力します。
7. 入居者が入院等をした場合に、ホームが空所利用する時は、ロッカー内の入居者の荷物等をホームは善良なる管理者の注意をもって管理することに同意します。
8. 入居者は、外出、外泊等の際に事前の届出をする等、重要事項説明書等に定めている諸手続きを行うこととします。
9. その他、入居者は、本人の同意によって作成された施設サービス計画やホームの行事等に可能な限り参加する等、自らの健康の維持管理や楽しみを持つことにします。

#### 第14条（入居者の禁止行為）

入居者は、ホーム内で次の行為をすることはできません。

- (1) ホームの施設や関連施設を損壊する行為、並びにホームの職員及び他の入居者等に危害を加える行為をすること。
- (2) 危険物やあらかじめ事業者が禁止している物品を持ち込むこと。
- (3) 事業者及びホームの職員や他の入居者等に対し、迷惑を及ぼす恐れのある宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (4) 定められた場所以外で喫煙すること。
- (5) 定められた場所、時間以外に飲酒すること。

#### 第15条（損害賠償等）

1. 事業者は、この契約に基づいて施設サービスを提供するに当たって、事業者若しくはホームの職員の故意や過失、若しくはこの契約上の注意義務に違反して入居者に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。ただし、その損害について、入居者の故意、過失、若しくはこの契約上の注意義務違反がある場合、又は入居者がホームの職員の正当な業務上の指示に違反したことが認められる場合は、その状況を考慮してその賠償額の減額又は免除することができるものとします。
2. 入居者は、ホームにおいて、故意、過失若しくはこの契約上の入居者の義務に違反して、ホームの職員その他の入居者等に損害を与えた場合は、その損害の賠償責任を負います。その場合前項のただし書きを準用します。

3. 事業者及び入居者は、前2項の損害賠償について、誠意を持って速やかに対応し、履行するものとします。

#### 第16条（契約の終了事由）

この契約は、次の事由が生じた場合、終了します。

- (1) 入居者が死亡した場合は、その翌日
- (2) 事業者が、第17条に基づき、入居者に対して文書により契約解除の通告をした場合は、その予告期間が終了した日
- (3) 入居者が、第18条によって、事業者に対して文書により解約の申し入れをして、この契約を解除し、現に居室を明渡した日の翌日
- (4) 入居者が、介護老人保健施設等他の施設に入所が決定し、当該施設に入所し、現に居室を明渡した日の翌日
- (5) 事業者は、入居者が病院等医療機関に入院し、おおむね3ヶ月以上の長期入院が見込まれる場合には、入居者に予告し、入院後6日を経過した日をもってこの契約を終了したものとみなします。ただし、入居者が入院後3ヶ月以内に退院し、退院後再びホームに入所することを希望した場合は、事業者は優先的に入所できるように配慮するものとします。

#### 第17条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、入居者が次の事由に該当する場合は、この契約を解除することがあります。この場合、理由を示して文書で通告します。
  - (1) 入居者が、入居に際して、心身の状況若しくは病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、そのためこの契約を継続しがたい重大な事由があると認められる場合
  - (2) 入居者が、この契約に定める入居者が支払うべき利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めての催告にもかかわらず、支払わない場合
  - (3) 入居者が、第13条に定める入居者の義務に違反し、又は著しい不信行為を行うなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (4) 平成27年4月以降に入所された入居者が、要介護1・2になった場合。  
ただし特例入所の要件に該当する場合を除く。
- 2 事業者は、前項の規定により、この契約を解除した場合であっても、入居者がホームを退所するに当たり、入居者の希望により入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案して、次の必要な援助を行います。
  - (1) 適切な医療機関又は介護保健施設等の紹介
  - (2) 指定居宅介護支援事業者の紹介
  - (3) その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者、事業者の紹介
  - (4) その他、事業者が必要と認めた援助

#### 第18条（入居者からの契約解除）

入居者は、次の事由がある場合は、文書によって期日を定めて、この契約の解除を申し入れることができます。



- (1) ホームから退所したいと希望した場合
- (2) 事業者の提供するサービス計画、重要事項若しくは施設サービスに同意できない場合
- (3) 事業者及びホームの職員がこの契約に違反し、入居者の権利を侵害され、そのためホームに継続して入居しがたいと判断した場合
- (4) 他の利用者からのいじめ、虐待又は権利を侵害され、若しくは侵害される恐れがある場合において、事業者が適切な対応を行わないと判断した場合

#### 第19条（退去時の義務）

1. 入居者は、この契約の終了により、ホームから退去する際には次の義務を履行しなくてはなりません。
  - (1) 利用料の支払い清算義務
  - (2) 原状回復の必要があると認められる場合その義務
  - (3) 損害賠償責任がある場合その支払い義務
2. 入居者は、残置物の処理について、あらかじめ定めることができます。万一、入居者の退去後1ヶ月以内に残置物の引き取り先が不明の場合、若しくは引き取らない場合は、事業者は、入居者及び入居者の家族がその所有権を放棄したものとみなして処分します。

#### 第20条（相談・苦情対応）

1. 事業者は、施設サービスの提供に関して、入居者からの相談、苦情に対応する窓口を設置いたします。
2. 入居者は、前項の相談、苦情の申し立てをすることによって、いかなる差別待遇も受けません。
3. 入居者及びその家族は、ホームが開催する入居者懇談会、家族懇談会等に参加し、意見、相談等することができます。

#### 第21条（成年後見制度）

事業者は、この契約の期間中に、認知、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ任意後見制度に定める手続きによる「任意後見人」となる人との間で「任意後見契約」を締結することを認め、また、そのための援助を提供します。また、その他の成年後見制度についても、その相談や手続きの援助を提供します。

#### 第22条（事業運営等の公表）

入居者又は入居者の家族は事業計画書、財務諸表の閲覧及びコピー（有料）を請求することができます。

#### 第23条（付則）

この契約は、別添の「重要事項説明書」と一体となって構成するものとします。



別紙 1 居住費・食費

| 段階区分     |        | 取得区分                                   | 利用料<br>負担段階 | 居住費<br>(月額) | 食費<br>(月額) |
|----------|--------|----------------------------------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村民税    | 世帯課税者  |                                        |             |             |            |
|          | 世帯非課税者 | 合計所得金額と課税年金<br>収入額の合計が120万円超           | 第3段階②       | 430         | 1,360      |
|          |        | 合計所得金額と課税年金収<br>入額の合計が80万円超120<br>万円以下 | 第3段階①       | 430         | 650        |
|          |        | 合計所得金額と課税年金収<br>入額の合計が80万円以下           | 第2段階        | 430         | 390        |
|          |        | 老齢福祉年金受給者                              | 第1段階        | 0           | 300        |
| 生活保護受給者等 |        |                                        |             |             |            |

別紙 2 日常生活費

日常生活費は、下記A～Bよりお選び下さい。また、必要品をご自分で支度頂くことも可能です。ただし、一度に保管できる量には限りがありますのでご相談下さい。

Aパック (利用品目ごとのお支払いをご希望の方)

| 内容                                                                                             | 費用            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①必需的な日用品 (ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、<br>入歯用歯ブラシ、歯磨き粉、入歯用洗剤、入歯固定剤、ベビー<br>オイル、パウダー、タオルセット、綿棒等の日用品小物等) | 実 費           |
| ②地域散策・外食会参加費                                                                                   | 1回ごと 500円     |
| ③レクリエーション諸経費 (クラブ活動材料費)                                                                        | 実 費           |
| ④買い物代行費 (施設近隣地区のみ)                                                                             | 1時間あたり 1,000円 |
| ⑤救急対応時交通費 (職員が当施設へ帰る際の交通費)                                                                     | 実 費           |

Bパック

| 内容                                                                                                                                                                                                               | 1日あたりの費用   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①必需的な日用品（ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、入れ歯用歯ブラシ、歯磨き粉、入歯用洗剤、入歯固定剤、ベビーオイル、パウダー、タオルセット、綿棒等の日用品小物等、ただし個人的属性に係わる用品は除く）<br>②地域散策・外食会参加費<br>③レクリエーション諸経費（クラブ活動材料費）<br>④買い物代行費（施設近隣地区のみ）<br>⑤救急対応時交通費（職員が当施設へ帰る際の交通費）<br>⑥おやつ等間食費 | 250円<br>注1 |

※ Bパックの日用品は個人で必要な量をお使い頂けます。ただし、施設内での利用に限ります。

※ Bパックをご利用の方で病院等へ入院した場合は入退院日等を除き、日常生活費は頂きません。ただし、その期間も引続き預かり金の管理及び出納を施設が行う場合は、預かり金管理料として1日50円を頂きます。なお、日常生活費を頂かない期間のパック内容については、自己負担となりますのでご了承下さい。

注1. 収入状況による1日あたりの費用

| 収入状況                                   | 1日あたりの費用 |
|----------------------------------------|----------|
| 前年の収入から租税、社会保険料、医療費等を差し引いた金額<br>48万円以下 | 100円     |
| 同 上<br>48万円超から68万円以下                   | 200円     |
| 同 上<br>68万円超                           | 250円     |

※ 生活保護受給者は250円とする。